

平成26年第2回奈井江町議会臨時会

平成26年11月21日（金曜日）
午前10時00分開会

○ 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第1号 平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第7号 奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第8号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 会議案第1号 奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第2号 平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）
- 第8 議案第3号 平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第4号 平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第5号 平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第6号 平成26年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第9号 工事請負契約の議決事項の変更について

○ 出席議員（9名）

1番	遠藤 共子	4番	大矢 雅史
3番	三浦 きみ子	6番	森 繁雄
5番	森岡 新二	8番	森山 務
7番	笹木 利津子	10番	堀 松雄
9番	鈴木 一男		

○ 欠席議員（1人）

2番 石川 正人

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	北 良治
副	町	長 三本英司
教	育	長 萬博文
会	計	管 理 者 篠田茂美

まちづくり課長	相澤	公
くらしと財務課長	小澤	克則
ふるさと振興課長	碓井	直樹
おもいやり課長	馬場	和浩
まちなみ課長	大津	一由
健康ふれあい課長	小澤	敏博
やすらぎの家施設長	表	久義
教育次長	山崎	静
くらしと財務課長補佐	秋葉	秀祐
農業委員会会長	大関	光敏
代表監査委員	中野	浩二

○欠席した者の氏名（1名）

教育委員長 堀 美鈴（病欠）

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 岩口 茂
庶務係長 栗山 ひろみ

（10時00分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

第2回臨時会出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員9名で、定足数に達しておりますので、平成26年奈井江町議会第2回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、3番三浦議員、4番大矢議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。
おはかりします。
今期、臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時01分)

●議長

日程第3、議案第1号「平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。
議案書1頁をお開き下さい。
議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」
地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。
記と致しまして、平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第2号)。
専決事項は、平成26年度奈井江町の下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ371万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億871万2千円とする。
歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分を行った日は、平成26年11月4日であります。

平成26年11月21日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款使用料及び手数料371万2千円を追加し1億2,402万9千円、歳入合計371万2千円を追加し5億871万2千円。

歳出、1款下水道費138万5千円を追加し7,521万9千円、3款予備費232万7千円を追加し247万3千円、歳出合計371万2千円を追加し5億871万2千円。

補正予算（第2号）の概要について、説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、11月3日に、道道奈井江江別線沿線において発生を致しました、長年の食用油の固着による汚水本管の排水不良に対し、急きよ下水道管洗浄などの対応が必要なことから11月4日付での専決処分を行ったものであります。

なお、業務用の下水道使用料に増額が見込めることから、併せて増額補正を行い、財源に充当しようとするものであります。

それでは、補正予算の内容について、歳出から説明致しますので、5頁をお開き下さい。

下水道費の下水道維持費では、公共下水道施設維持管理に要する経費として、下水道管洗浄などで138万5千円を追加計上致しております。

次に、歳入についてご説明を致します。

4頁にお戻り下さい。

使用料及び手数料、使用料、下水道使用料では、業務用下水道使用料の見込み精査を行い371万2千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差232万7千円につきましては、5頁の歳出予算の予備費に追加計上を行って、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご承認をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森議員。

●6番

1点ほどお聞きしたいと思います。

今、副町長の方から説明ありましたけれども、5頁の修繕料、下水道が詰まったので、修繕したということですがけれども、これは単純に詰まったという認識でよろしいかと思えますけれども、こういうことが過去にも例があったのかないのか、もう一度確認したいと思えます。

●議長

大津課長。

●まちなみ課長

改めまして、おはようございます。

只今の森議員からのご質問でございます。

先ほど副町長がご説明申し上げました通り、11月3日の日に、道道江別奈井江線の沿線住民から排水の流れが悪いと通報がございまして、担当職員が現地を確認したところ、汚水本管の所で、油の固着物がみつかったということで、その下流から上流にかけて、約600mほど、汚水管の中に滞留がありました。

今回、固着物の除去、それと上流までの洗浄を行ったところであります。

過去においては、このような汚物が詰まって、流れが悪くなったという所はございませんし、毎年、汚水管の清掃を行っておりました。

今回この路線につきましては、まだ新しい管なものですから、まだ汚水管の洗浄を行っておりませんが、毎年、汚水管洗浄、古い順から行っておりますので、今後そのような維持管理に努めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

●議長

森議員。

●6番

今、課長の答弁の中に、新しい管というお話があったんですけども、新しい管がこんなに早く詰まることあるんですか。

●議長

まちなみ課長。

●まちなみ課長

今回の詰まった原因につきましては、あくまでも食用油等の付着が原因で、そこに汚物が詰まったということで、本来でありますと管洗浄は古い順から行っておりますけれども、今回は固着物、油が原因で詰まったということでありますので、それにつきましては、今後も管の洗浄等で除去していきたいと考えております。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時07分)

●議長

日程第4、議案第7号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

34頁をお開き下さい。

議案第7号「奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

第1条、奈井江町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、60頁をお開き頂きたいと思います。

平成26年11月21日提出、奈井江町長。

本件につきましては、平成26年の人事院勧告で、国家公務員の官民格差の是正による給与改正が行われることから、奈井江町においても同様に、給料、手当等の改定を致したく、本条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正点と致しましては、第1条関係では、本年4月から適用するものとして、若年層を中心に各給料表の給料を平均0.3%引き上げるとともに、本年12月1日から

施行するものと致しましては、勤勉手当の12月期の支給月数を引上げ、0.825月とするものであります。

次の頁に渡りますが、通勤手当におきましては、民間の支給状況を踏まえて自家用自動車など、交通用具使用者の距離区分に応じた引上げを行うものであります。

第2条関係では、平成27年4月1日から施行するものと致しまして、勤勉手当の各期の支給月数を0.75月に変更するほか、寒冷地手当につきましては、奈井江町の支給地域が1級地から2級地に変更されたことに伴い、支給金額の減額を行うものであります。

以上、奈井江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時11分)

●議長

日程第5、議案第8号「特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 62 頁をお開き下さい。

議案第 8 号「特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」

特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 26 年 11 月 21 日提出、奈井江町長。

本件につきましても、今ほど可決を頂きました、平成 26 年人事院勧告による一般職の勤勉手当の支給率の引上げに合わせて、町長及び副町長、教育長に支給する期末手当につきましても、同様に支給率の引上げを行いたく、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、平成 26 年度においては、勤勉手当 12 月期の支給月数を 2.16 月に変更するとともに、27 年度において勤勉手当の各期の支給月数を 0.07 月分追加するものであります。

以上、特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 会議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時13分)

●議長

日程第6、会議案第1号「奈井江町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(会議案第1号) 朗読

●議長

提出者の補足説明があれば発言を許します。

森議員。

●6番

只今の条例改正案につきましては、内容は、今、事務局長が朗読されたとおりでございます。

平成26年の人事院勧告に基づき、改正について、職員は給与等の改正、そして特別職においては、期末手当の支給率の引上げにつきまして、先ほど可決したところであります。

私たち議会は、これまで議員報酬については、人事院勧告や特別職の措置、財政状況などを鑑みながら、見直してきた経過があります。

本年度においても、人事院勧告、特別職とのバランス等や議員活動を考えた時に、大所高所で考慮しながら、期末手当の支給率を0.15ヶ月分上げる本条例を提案するものであります。

全議員の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

三浦議員。

● 3 番

本議案は、議員提案ではありますが、私は反対の立場で発言いたします。

人事院勧告の制約を受ける職員給与と報酬を20%もカットしている特別職についての今回の改正は当然のこととっております。

しかし、議員報酬については、人事院勧告とは関係なく、議員提案をもとに議会が自主的に決めることができるものです。

従って、その報酬や手当、及び政務調査費等が適正かどうかを判断する基準は、町民の納得が得られる内容かどうかにあると思います。

この点で、2つの観点から考えたいと思います。

まず、第一に、昨今の町民生活の現状です。

減り続ける年金や、実質賃金低下のもとで、4月からの消費税8%への増税、金融緩和による食料品等の値上がり、そして、これから冬に向かって、高止まりしている灯油代や、今月から値上げされた電気料金などで、苦しいやり繰りを強いられているのが現状です。

このようなときに、議員手当の増額が、町民の理解を得られるのか、はなはだ疑問です。

議員手当増額の前に、もっと切実な、町民の生活援助のためにこそ、予算を使うべきと考えます。

二つ目は、この4年間、検討されてきた、町議会活性化との関連です。

全国的に「開かれた議会」へと改革が進められていますが、「奈井江町まちづくり自治基本条例」を、議会として実践する立場からも、情報の積極的な公開が急がれています。

奈井江町議会として、情報公開を進め、議会活性化の方向を示し、その財政的裏付けとして、議員報酬や手当、及び政務調査費が論ぜられるべきであると考えます。

しかし、残念ながらこの4年間の任期において、活性化の方向は未だ定まっておりません。

この状況での、議員手当改正は時期尚早と考えます。

以上、2つの理由から、たとえ、近隣の町議会の多くが、手当を0.15ヶ月分を加算する方向だとしても、本議会は自主的に判断すべきと考えます。

この種の議案は本来、全会一致で提案できればよかったと思いますが、このような形になり、残念ですが、現状維持が妥当と考え、本議案に反対いたします。

● 議長

賛成の討論ございませんか。

森岡議員。

● 5 番

私は只今提案のありました会議案第 1 号に賛成の立場より意見を申し上げたいと思います。

私は今現状の奈井江町の財政状況を考えた中で、色々判断させて頂きました。

今、奈井江町における財政状況につきましては、今年度実施されました町政懇談会においても詳しく説明がありましたように、健全財政、健全化に関わる様々な指標や公債費の残高、更には基金の計画を上回る積立額等を踏まえ、健全に財政運営をされ、健全な状況にあると思っておりますし、我々も毎年度の予算審査、決算審査を通し、議会も同様の認識でいると思っております。

このことは、皆さんご存知のように、いち早く身を切る行財政改革に努力を頂いた町長、それから特別職、職員の、更には町民皆さんの努力が実を結んだものであり、議会におきましても本則による報酬の削減、更には議会費全体を考慮した中での定数の削減、自費による研修など、様々な改革によって、現在の財政状況に至るまで議会として一定の役割を果たしてきていると思えます。

その中で、本議案は、今年度の人事院勧告に基づき、手当の改定をするものでありますが、提案者の補足説明にもありましたように、私はバランスということを重視するものであります。

私は、奈井江町議会としても、特別職や職員の皆さん、更には近隣の自治体議会とのバランスも考慮の上、更に議員活動のためにも提案の通り、実施をすべきと判断を致し、賛成するものであります。

以上、本案に対する賛成討論と致します。

● 議長

討論を終わります。

会議案第 1 号を起立により採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

(起立)

● 議長

着席下さい。

起立多数であります。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 2 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時23分)

● 議長

日程第 7、議案第 2 号「平成 26 年度奈井江町一般会計補正予算(第 5 号)」を議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の6頁をお開き下さい。

議案第2号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）」

平成26年度奈井江町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,568万5千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金814万9千円を追加し2億8,039万6千円、歳入合計814万9千円を追加し47億3,568万5千円。

歳出、1款議会費28万5千円を追加し4,278万2千円、3款民生費40万4千円を追加し9億4,938万5千円、12款職員費746万円を追加し6億9,374万5千円、歳出合計814万9千円を追加し47億3,568万5千円。

一般会計補正予算（第5号）の概要についてご説明申し上げますが、今回の補正につきましては、後ほど提案致します特別会計及び企業会計の補正予算も含めまして、先ほど条例を可決頂きました人事院の勧告に伴う給料等の人件費の精査を行おうとするものであります。

それでは、補正予算の歳出から説明を致します。

10頁をお開き下さい。

議会費では、町議会議員に要する経費で、期末手当の精査により28万5千円を追加。民生費、社会福祉費の高齢者対策費では、給料等の精査により40万4千円を追加計上。

12頁の職員費の職員給与費では、同じく給料等の精査を行い746万円を追加計上致しております。

なお、以上における歳入歳出の差814万9千円につきましては、9頁、歳入予算の財政調整基金繰入金を同額追加計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木議員。

● 9 番

折角ですので、私の方から確認という意味で質問させていただきます。

今ほど一般会計の補正予算ということで、副町長から提案がありました。

これが可決されればまた特別会計、企業会計というふうに進んで参りますけれども、この際、決定ではありませんけれども、総額のことを少し教えて欲しいんですが、一般会計では、議案にありますように、一般職、教育長を入れて93名、特別職2名、更に議員に対する影響額、また下水道でお1人、病院76、老健で17名、老福で23名というふうに、私の方で調べさせて頂いておりますけれども、9月定例会で2.5%独自削減を行って、そして皆さんにご苦勞頂きながら、財政状況を鑑みて、今、進めておられると、副町長のお話がありました。

その時に、2.5%で、各会計積み上げたものの影響額、いくらぐらいかというお話を伺ったところ、大綱質疑で確か4千万を超えることでの説明があったと思います。

今回、このような人勸により、各会計合わせた影響額が、僕の試算では、歳入の方から、ほとんどが歳出の方が人件費に関わるものと、給料、手当、共済、また組合の負担金ということで、総額で2千万を超える金額になるような気がするんですけども、この辺を確認の意味でご説明を頂きたい。

影響額はいくらになるのか、ということでございます。

以上です。

● 議長

まちづくり課長。

● まちづくり課長

私の方から影響額等々についてご説明をさせていただきます。

特別職、町長、副町長、それから教育長と一般職員のそれぞれ各会計の今回の人事院勧告に基づく給与の影響額ということでいきますと、約1,680万円ということで、各会計の予算計上をさせて頂いているところでございます。

● 議長

鈴木議員。

● 9 番

計算が間違っておりました。

1,680万円、いわゆる1,700万ぐらいの影響だと。

したがって、9月で説明あった総額で4千万からこの金額が影響が少なくなるというふうに判断したいと思えますし、確認の意味で、先ほど各会計の人数申し上げましたが、

合わせて私たち議員も入れて何名になるのか、この影響金額に対して。

ここのところ、もう一度確認したいと思います。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

今回の補正予算によります給与引上げの対象者数ということでございますが、議会は10名の方ということになるのかと思います。

一般会計におきましては85名、企業会計については96名ということで、181名が今回の給与表の改定による増額の影響を受けるということで積み上げてございます。

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時32分)

●議長

日程第8、議案第3号「平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の15頁をお開き下さい。

議案第3号「平成26年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」

平成26年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入に補正はありません。

歳出、1款下水道費9万1千円を追加し7,531万円、3款予備費9万1千円を減額し238万2千円、歳出合計、補正額はございませんが、合計で5億871万2千円であります。

下水道事業会計補正予算（第3号）の概要につきましても、先ほど申し上げましたとおり、人事院勧告に伴う人件費の精査でありまして、18頁の歳出では、下水道費の下水道整備費、下水道建設費で給料等の精査を行い7万3千円を追加計上。

19頁の下水道維持費で、同じく給料等の精査等を行った結果1万8千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差9万1千円につきましては、予備費を減額計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時34分)

●議長

日程第9、議案第4号「平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書22頁をお開き下さい。

議案第4号「平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)」

総則、第1条、平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成26年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入に補正はございません。

支出第1款、病院事業費用818万7千円を追加し12億2,033万円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正第3条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

職員給与費797万3千円を追加し6億650万6千円。

平成26年11月21日提出、奈井江町長。

本件につきましても、同様でございます、人事院勧告による人件費の精査であります。

補正予算の収益的支出について説明を致します。

24頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の給与費では797万3千円、経費では21万4千円をそれぞれ追加計上致しております。

以上の結果、単年度の実質収支では389万1千円の赤字となりますが、繰越実質収支では2億8,703万8千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時37分)

●議長

日程第10、議案第5号「平成26年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 26 頁をお開き下さい。

議案第 5 号「平成 26 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）」

総則、第 1 条、平成 26 年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正第 2 条、平成 26 年度奈井江町老人保健施設事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入に補正はありません。

支出第 1 款、介護老健事業費用 1 5 7 万 9 千円を追加し 2 億 4, 6 0 8 万 5 千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正第 3 条、予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費 1 5 0 万 9 千円を追加し 1 億 2, 8 0 1 万 2 千円。

平成 26 年 1 1 月 2 1 日提出、奈井江町長。

本件につきましても、同様の人事院勧告に伴うものであります。

収益的支出から説明致します。

28 頁をお開き下さい。

介護老健事業費用、営業費用の給与費では 1 5 0 万 9 千円を追加し、経費で 7 万円をそれぞれ追加計上しております。

以上の結果、単年度実質収支では 2, 2 8 9 万 8 千円の赤字となりますが、繰越実質収支で 2, 2 5 7 万円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 6 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時40分)

●議長

日程第 1 1、議案第 6 号「平成 2 6 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 3 0 頁をお開き下さい。

議案第 6 号「平成 2 6 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第 2 号)」

総則、第 1 条、平成 2 6 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算(第 2 号)

は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正第 2 条、平成 2 6 年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計
予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入に補正はありません。

支出第 1 款、介護老福事業費用 2 5 8 万 4 千円を追加し 3 億 6, 9 9 1 万 9 千円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第 3 条、予算第 7 条に
定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費 2 4 7 万 4 千円を追加し 1 億 5, 9 9 2 万 3 千円。

平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日提出、奈井江町長。

本件につきましても、同様であります。

収益的支出から説明致しますので、3 2 頁をお開き下さい。

介護老福事業費用、事業費用の給与費では 2 4 7 万 4 千円、経費では 1 1 万円をそれぞれ追加計上致しております。

以上の結果、単年度実質収支では 2, 3 2 1 万 4 千円の赤字となりますが、繰越実質
収支では 3, 6 8 0 万 6 千円の黒字を見込んでおります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定を
お願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木議員。

● 9 番

先ほど一般会計からスタートして、予算書の補正予算についての審議、そして、可決で進んで参りました。

最後になりましたので、町長にお伺いしたいと思います。

今ほど説明のあったことについてだけの部分ではありませんけど、先ほど説明があったように総額で約 1, 700 万円の影響額になると。

先ほどから申し上げているように、独自削減によるもので、予定していたものが約 4 千万円を超えるものということですから、今回の人勧による、いわゆるそれに従うといったら変ですけれども、その方向でわが町も一般職員に対する給与の改定ということですから、先般の道新の記事の中の社説に、道職員給与に上げる関係の部分が載っております、道もこのような人勧にしたがって、率とそれから手当等も、奈井江町とは若干違いますけれども、この社説の中で、反対ということではなくて、今回の人勧に基づいて、総額で約 43 億の影響額、道職員ですよ、あるということございまして、今回、上げること、道も 5 兆 8 千億の借金があるんだけれども、財政が厳しいんだけれども、今回については、道新として、大体概ね評価をしている形で載っているんですけども、道の役割が重みを増している状況の中で、それを支えるのが職員である。

だからこそ、今回の給与引上げを職員の士気向上に繋げていきたいと、上げてほしいというような社説が載っておりました。

そこで町長にお伺いしたいのは、私たちが今行っている独自削減と、人勧によるものについての改定と、ここの違いについて町長の所見をお伺いし、また、今回の積み上げて、若干影響額が変わりましたけれども、これらについて、職員に対する士気向上についての見解をお伺いしたいと思います。

● 議長

町長。

● 町長

今の質問でございますが、独自削減、そして人勧による今回の値上げといいますか、ありますが、ただ、財政状況をきちっと、財政規律を守りながら、町民生活を守っていかなければならないという任務がありますから、そういう意味におきまして、今回は、許される範囲だと、こういうふうに思いますが、同時にやっぱり、気を引き締めながら、運営していかなければいけないと、こんな思いをしているところでございます。

今回の引上げに対してのやはり職員、我々も含めてでございますが、気を引き締めながら、やらなければいけないだろうと、こんな気持ちでいっぱいでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

他に質疑ありますか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時46分)

●議長

日程第12、議案第9号「工事請負契約の議決事項の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の63頁をお開き下さい。

議案第9号「工事請負契約の議決事項の変更について」

平成26年4月23日議会の議決を経た工事請負契約について、奈井江中学校耐震補強工事。第二期工事ではありますが、これの一部を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び奈井江町財産及び契約に関する条例第2条の規定に基づき、町議会の議決を求める。

平成26年11月21日提出、奈井江町長。

記と致しまして、契約の金額の変更前の金額は1億4,202万円であります。

変更後の金額が1億4,737万6,800円となり、これのうち消費税及び地方消費税の額は1,091万6,800円であります。

今回の変更内容につきましては、校舎中庭に面する煙突の劣化部の撤去、補修の追加、また渡り廊下の基礎部位の延長など、工期の進捗に伴い発生した工事の追加による変更であります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

大矢議員。

●4番

変更後の内容については、今、副町長からお話がありましたけれども、この工事の内容、変更ですけれども、早い段階でよけい掛かるということは分かっていたと思うんですけれども、この時期まで延びてきた理由についてお伺いしたいと思います。

それともう1点、昨年と違いまして、今年は耐震化についての国の助成が大変厳しくなって、耐震化以外の工事については、助成の対象になってないかと思うんですけれども、その辺、今回、増額分も含めてなんですけれども、町の単独持ち出しになるのか、国の支援というのは受けられないのかどうか、その辺、お伺いしたいと思います。

●議長

教育次長。

●教育次長

只今の大矢議員のご質問でございますが、契約変更の方が今の時期まで延びたという件でございますが、これにつきましては、工事の進捗に合わせたものとなっておりますので、今の時期まで工事の方を確定をさせてからということで内容の確定を待つということで、今の時期になりましたことをご理解を頂きたいと思っております。

合わせて、2点目の補助金の関係でございます。

補助金の関係につきましては、当初予定しておりました工事費でございますが、この工事費が補助金の配分基礎額をかなり上回るものとなっておりますので、今回、契約変更によりまして、工事費自体が増額となっておりますが、補助金自体の見込みについては、変更がないものと考えているところでございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

大矢議員。

● 4 番

補助金に変わらないということなんですけれども、あとの町の持ち出し分については全て一般会計からまかなうということになりますか。

その辺もう一度お願いします。

● 議長

教育次長。

● 教育次長

補助金以外でございますが、補助金以外につきましては、3つの起債の方を申請をしているところでございます。

そちらにつきましては、現在、精査を進めているところでございますので、今の段階で、確定した数値を申し上げるところまでには至っておりませんので、ご理解を頂きたいと思います。

よろしくお願い致します。

● 議長

大矢議員。

● 4 番

まず金額が確定してないということなので、詳しい話は出来ないという話なんですけれども、一般の企業債等でしたら殆ど自己資金で全部まかなわれるわけなんですけれども、資金対応することによって国からの支援がどの程度受けられるのか、金額ベースではなくてどういうふうなことになるのか、伺います。

● 議長

くらしと財務課長。

● くらしと財務課長

只今の起債に対します財政措置の関係だと思われませんが、今回の耐震化工事につきましては、3つの起債を予定をしております。

1つが、全国防災事業債になりますが、こちらにつきましては、充当率が100%で、今年度の地方財政措置、元利償還金に対する交付税措置が80%、もう1つが、緊急防災事業債、こちらにつきましては、今年度の元利償還金に対します交付税措置が70%、もう1つが補正予算債ということで、こちらは、地方交付税措置が50%というような制度の内容となっておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

● 議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第9号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。
平成26年奈井江町議会第2回臨時会を閉会します。
皆さん大変ご苦労さまでした。

(10時54分)